事　務　連　絡
平成31年1月8日

各　都道府県介護保険主管課（部）　御中

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスコードを
設定する際の留意事項について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスコードについては、各市町村において介護保険事務処理システムを通じて設定を行っていただいているところですが、一部の市町村で、対応が適切になされていないことにより、事業所の円滑な請求や適切な審査支払い事務の妨げとなってしまっている等の事例が発生しております。

つきましては、別添の「介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードを設定する際の注意点」をご参照の上、対応に遺漏のないよう、管内市町村に対し、周知徹底を図っていただくようお願いします。

なお、別添資料に関するインタフェースの仕様については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」（「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」平成30年7月27日付厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課事務連絡）の「Ⅴ　介護予防・日常生活支援総合事業関係資料の資料 10　市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数マスタインタフェース（新規）」をご参照下さい。

また、システム上の対応に関する技術的なご質問については、ご契約のシステム導入業者にお問合せ下さい。

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線3982、3986）
FAX：03-3503-7894

（別添）

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードを設定する際の注意点
（よくある又は影響が大きい事例と対応）

１．策定したサービスコードの指定事業者に対するＣＳＶファイルの提供

○　市町村がサービスコードを設定した際に、サービスコード表のＣＳＶファイルの提供が行われていない場合、指定事業者は、サービスコードを一つずつ入力しなければならなくなり、請求の事務負担が大きくなっています。

○　サービスコードを設定した場合には、指定事業者へＣＳＶファイルにより情報提供をお願いします。

※１　多くの介護サービス事業者システムベンダでは、介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタインタフェース仕様に従ったＣＳＶファイルからの取込機能を設けております。ＣＳＶファイルの出力は、介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード台帳を基に、介護保険事務処理システムのＣＳＶ出力機能などで出力できる場合がございますのでご確認ください。

※２　介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタインタフェース仕様は、介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード異動連絡票情報とは異なります。（異動連絡票情報ＣＳＶではサービス事業者システムは取り込むことができません）

２．サービスコードを新たに設定する際の適用開始年月・適用終了年月の設定等

○　単位数の変更のために新たにサービスコードを設定する場合、旧単位のサービスコードの適用終了年月、新単位のサービスコードの適用開始年月の設定が行われていない場合、サービス月に対して請求単位数が適合しているかどうかの審査を行うことができなくなるという事例が発生しています。

○　単位数の変更のために新たにサービスコードを設定した際には、適用開始・終了年月の設定をお願いします。

３．サービス種類Ａ２、Ａ６にて、複数のパターンにサービスコードを登録した際の基本単位と加算の組み合わせ設定

〇　Ａ２及びＡ６のサービスコードの各パターンにおける基本単位と加算は、パターン内で組み合わせる必要があります。基本単位と加算が別パターン同士を組み合わせてサービスコードが設定されてしまうと、多くの介護サービス事業者システムが基本単位によって当該パターン内の加算を自動算定する仕様となっているため、介護給付費請求時に利用者ごとに請求明細書データを手作業で修正しなくてはならなくなる、という事例が発生しています。

〇　サービスコードの設定に当たり、基本単位と加算の組み合わせを行う際には、同一パターン内で加算のサービスコードを登録し、パターン内で組み合わせを行ってください。

※　例外として、訪問型サービス（独自）の特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、通所型サービス（独自）の中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、１パターン目に設定したサービスコードを共通して使用しますので上記の事例には当てはまりません。

４．その他

〇　その他のよくある間違いについては、別紙「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード設定のよくある間違いケース集」をご確認ください。

（別紙）

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード設定のよくある間違いケース集

	問題の概要	問題点の内容や対応
1	ファイルが追加分の内容と従来分の内容の2ファイルに分かれている。	従来分のレコードには適用終了年月を設定し、追加分と合わせて同一CSVファイルに収める必要があります。
2	CSVファイルをサービス種類毎に作成している。	ファイルをサービス種類ごとに分けて作成している場合には、ファイルをひとつに統合してください。
3	ダウンロードできるファイルがTXT形式で作成している。	ダウンロード用ファイルは、TXT形式ではなく、CSV形式で作成する必要があります。また、拡張子をCSVに変更するようHPに記載があるものの、CSVに変更しても開くことができないというケースが報告されていますが、CSV形式での提供をお願いします。
4	サービスコード過去履歴の格納に不備がある。（最新版しか掲載されていない。）	新しく加算を設定する等の場合、過去の履歴（適用終了年月を設定したレコード）を同一ファイル中に収載する必要があります。 なお、名称が変わる場合も新しい履歴となります。
5	適用終了年月が未設定である等、インタフェース規約と一致しない設定が行われている。	① 保険者番号の桁数が不足（先頭の’0’を省略（5桁しかない）している場合、保険者番号フィールドの先頭に’0’を挿入してください。 ② 適用終了年月を設定しない場合は、’999999’と設定してください。
6	異動連絡票情報が提供されている。	市町村が指定事業者へ情報提供を行う必要がある単位数マスタは、異動連絡票情報とは異なりますので、正しく単位数マスタの情報提供をお願いします。
7	実施要綱に反する単位数が設定されている。	市町村が独自に定める単位数は、地域支援事業実施要綱の「国が定める単位数」を超えない範囲である必要があります。
8	算定回数制限期間が未設定となっている。	制限日数・回数に値が入っている場合、算定回数制限期間を設定する必要があります。「1月につき」等を設定を行ってください。
9	算定単位と算定回数制限期間が矛盾している。	基本単位が「１月につき」である一方、算定回数制限期間を「１週間」と設定することは不適当となります。算定回数制限期間を「１月につき」とする等の対応を行ってください。
10	制限回数・日数の設定が矛盾している。	生活機能向上加算について、算定単位が「１月につき」である一方、制限回数・日数を１月につき「3」回と設定することは不適当となります。算定単位を「１」回に修正する等の対応を行ってください。